

## お取引先各位

### 「法規制適合証明書」提出のお願い

セイコーエプソン株式会社  
事業基盤強化本部  
CS 品質保証・環境推進部

#### 1. はじめに

近年の市場における環境問題への関心の高まりや、欧州における新しい化学物質規制；REACH 規則の施行により、益々、化学物質に対する安全性を確認することが求められるようになりました。

弊社では、材料の選択段階に化学物質適正管理に関しての各種法規制を確認し、人や環境への配慮がより高い製品の提供を目指しております。また、近年の市場における環境問題への関心の高まりに対応して、環境ホルモン等安全性が懸念される物質についても、情報・動向を見守りながら、自主規制活動を強化し、人や環境への配慮がより高い製品の提供を目指しております。

弊社の環境へ配慮した製品づくりの姿勢をご理解いただき、御社よりご提供いただく材料の遵法安全上の要求項目は、物質や安全性情報に精通しておられる当該物質・調剤の製造メーカー様にて御対応頂くことを基本と考えております。

上記の趣旨をご理解いただき、以下の情報提供のご協力をお願いいたします。

#### 2. 「法規制適合証明書」記入にあたっての留意点

##### 留意点1)書式

- ① Microsoft 社製の Excel 形式になっております。ご記入にあたっては、PC から直接入力していただけます。

##### 留意点2)納入形態:Sheet 表紙への記入

- ① 単一物質の場合 ⇒ 製品名には、物質名をご記入いただき、すべての項目(ただし、項目:EU 指令 1999/45/EC 及び CLP 指令の確認は不要です。)に関してのご確認をお願いします。

- ② 混合物の場合 ⇒ 製品名には、弊社への納入製品名をご記入いただき、すべての構成成分が、法規制に適合しているかどうかご確認下さい。

(各構成成分を組成の合計が 100%となるように調査シート7にご記入ください。機密情報で開示できない場合には弊社の依頼元にご相談ください。)

- ③ リボンカートリッジまたはトナーカートリッジの場合 ⇒ 外装材料、フィルム材料については、調査対象外です。リボンカートリッジの場合は、使用しているインク、トナーカートリッジについては、使用しているトナーについて法規制適合をご確認下さい。

製品名には、弊社への納入製品名(Sコード/#コード)と使用インク、トナー名をご記入下さい。(例:S×××××××に使用されているインク:××)

##### 留意点3)物質登録状況の確認:調査シート2への記入

- ① 新規化学物質又は構成成分に新規化学物質を含む場合 ⇒ すべての項目に関して確認いただき、新規化学物質名(総称でも可)を調査シート7構成成分証明書にご記載ください。尚、弊社と協働で届出を行っている場合は、調査シート7の構成成分証明書のコメント欄に“SEC 対応”とご記入下さい。

- ② REACH 規則対応 ⇒ 調査シート7の構成成分証明書に、貴社もしくはさらにサプライチェーンの上流にて、下記のようにご記入をお願いします。

-予備登録を行っていただいている場合 ⇒ 予備登録番号、登録予定日

-登録済みの場合 ⇒ 登録番号

-予備登録を行っていない場合 ⇒ 「未予備登録」

- ③ オーストラリアにおいて、新規化学物質の場合には、NICNAS の定義するナノマテリアルに該当するかの確認をお願いいたします。該当しない場合は、その根拠をご提示いただくよう、お願いする場合があります。

#### 留意点4)法規制状況の確認:調査シート3~5への記入

- ① アメリカの TSCA において、「A ~ F」に、該当する場合は、調査シート7の構成成分証明書のコメント欄に、連邦規則コード(CFR)をご記入下さい。
- ② 米国輸出規則(Export Administration Regulations)の対象かをご確認下さい。該当する場合は、調査シート7の構成成分証明書のコメント欄に、ECCN No.または EAR99 をご記入下さい。
- ③ 従来の「特定アゾ着色剤」の項目は、EU の REACH 規則付属書XVII point 43 に含まれます。
- ④ EU の Biocidal Products 規則において、意図的に、ある有害な生物を駆除、抑制、無害化、活動を阻害させる物質(殺生物性製品)を添加しているかをご確認ください。(例:防腐剤、殺菌剤、抗菌剤など)

※添加している場合には処理成型品(Treated article)に該当します。

添加している場合には、その活性物質が PT6(Preservatives for products during storage:保管中の製品のための防腐剤)として承認されているか、または申請中かをご確認ください。未申請の場合には、今後の申請予定日をご記入ください。

納入製品が殺生物性製品の場合には調査シート7の構成成分証明書のコメント欄に”殺生物性製品”とご記入ください。

#### <Biocidal Products 規則 用語の定義>

- ・ 殺生物性製品(Biocidal Products): 主たる機能として殺生物性を有する混合物
- ・ 殺生物性: 意図的に、ある有害な生物を駆除、抑制、無害化、活動の阻害、さもなければ支配的影響力を及ぼすこと
- ・ 処理成型品(Treated article): 殺生物性製品を意図的に添加した混合物
- ・ 活性物質: 直接あるいは間接的に有害生物に対し作用を及ぼす化学物質

#### 留意点5)法規制以外(将来法規制される可能性が高い物質)の確認:調査シート5への記入

- ① セイコーエプソンが独自に指定する物質は、下記メールアドレス宛に、件名“独自指定物質リスト請求”と記入されたメールをお送りいただき、最新版のリストにて含有の有無をご確認ください。

メールアドレス: [Chemical\\_surveys@exc.epson.co.jp](mailto:Chemical_surveys@exc.epson.co.jp)

#### 留意点6)その他

- ① 規制物質の含有に関して、下表の6\*つの選択肢から選んで下さい。法規制に該当するか/しないかではなく、含んでいるか/いないかをご判断下さい。なお、4.~6.を選択した場合は、物質名とその濃度を、調査シート7の構成成分証明書へご記入下さい。

また、化審法の BAT ルールのように、行政当局から運用上の含有が認められている場合には、その内容を法規制適合証明書本文の「5.追加情報」にご記入をお願いいたします。

No.	選択肢	内容
1.	非含有(証拠)	含有していないことを確認している。その証拠があり、提示できる。
2.	非含有(論理)	含有していないことが論理的に予想できる。その論拠を提示できる。
3.	非含有	含有することを意図していない。(確認はしてない/証拠・論拠を提示できない)

4.	含有(非意図的、論理)	意図はしていないが、含むことが論理的に予想できる。その論拠を提示できる。
5.	含有(非意図的、証拠)	意図はしていないが、含むことを確認している。その証拠があり、提示できる。
6.	含有(意図的)	意図的に含む。

※「証拠、論拠が提示できる」場合は、当該法規制適合証明書に添付をお願いします。化審法の一特、二特には、No3 の選択肢はありません

<参考事例>

No.1 非含有(証拠) または No.5 含有(非意図的、証拠):

(例) 分析レポートを提示可能(分析方法、分析機関、精度などは問いません)

(例) 川上サプライヤーからの情報など、間接的に把握している

No.2 非含有(論理) または No.4 含有(非意図的、論理):

(例) 化学構造/合成工程から、説明できる

(例) 類似品のデータから、推測できる

No.6 含有(意図的): (例) 含有することで、効果を期待している (安定剤など)

(例) 自社工程で添加している

「非意図的」とは、

(例) 不純物

(例) 含有することに、商業的価値がない (含有しない方が望ましい)

- ② 既に提出いただいた法規制適合証明書に対して、内容に変更が生じた場合には、再提出の際に変更箇所と理由を調査シート6の5. 追加情報に記載してください。
- ③ 提出納期＝弊社依頼から 2 週間。調査・判定等に時間がかかる場合、別途、調整可能です。(有害性情報は、現時点で既知又は入手されている情報の記載をお願いします)
- ④ 提出先：弊社 調査依頼担当者宛て  
原紙と Excel ファイルの両方を弊社の調査依頼担当者宛てに送付ください。
- ⑤ 記載内容に関する問い合わせ先：  
セイコーエプソン株式会社 事業基盤強化本部 CS 品質保証・環境推進部  
メールアドレス: [green-purchasing-TP@exc.epson.co.jp](mailto:green-purchasing-TP@exc.epson.co.jp)
- ⑥ ご参考まで、各国の既存物質リスト、規制に関連する URL(各番号で対照できます)を以下に載せます。なお、各サイトの免責事項(Disclaimer)にご留意いただくと共に、法規制適合証明書への記入に当たっては、貴社の責任において、ご記入下さい。

## 関連 URL 一覧

### 日本

CHRIP: <http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html> …… 1,2,15,16,17,19,20,21,22

化審法: [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/about/about\\_index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/about_index.html)

化審法(J-CHECK): [http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/top.action?request\\_locale=ja](http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/top.action?request_locale=ja) …… 1,15,16,17

労安法: [http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/KAG\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/KAG_FND.aspx) …… 2

化管法: <http://www.prtr.nite.go.jp/msds/msmate.html> …… 19

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

### 米国

TSCA: <http://www.epa.gov/oppt/existingchemicals/pubs/tscainventory/howto.html> …… 3,29

試験物質 <http://www.epa.gov/oppt/chemtest/>

CERCLA/EPCRA/CAA:

<http://www2.epa.gov/epcra-tier-i-and-tier-ii-reporting/epcracerclacaa-ss112r-consolidated-list-lists-october-2012>

輸出規則(EAR): [http://www.access.gpo.gov/bis/ear/ear\\_data.html](http://www.access.gpo.gov/bis/ear/ear_data.html) …… 30

Proposition 65: <http://oehha.ca.gov/prop65.html> …… 31

### EU

REACH 規則: [http://echa.europa.eu/legislation/reach\\_legislation\\_en.asp](http://echa.europa.eu/legislation/reach_legislation_en.asp) …… 12,32,33,34,35

ESIS: <http://esis.jrc.ec.europa.eu/> …… 13

CLP 規則: [http://echa.europa.eu/legislation/classification\\_legislation\\_en.asp](http://echa.europa.eu/legislation/classification_legislation_en.asp) …… 32

Biocidal Products 規則: <http://echa.europa.eu/regulations/biocidal-products-regulation> …… 45

### オーストラリア

AICS: <http://www.nicnas.gov.au/regulation-and-compliance/aics/aics-search-page> …… 4

ナノマテリアル: <http://www.nicnas.gov.au/communications/issues/nanomaterials-nanotechnology>

### 韓国

国立環境科学院(NCIS): <http://ncis.nier.go.kr/main/Main.jsp> …… 5

英語(検索): <http://jns.miit.gov.cn/n11293472/n11293877/n14505342/n14506927/14527926.html>

### 中国

現有化学物質名録(2013年版): [http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201301/t20130131\\_245810.htm](http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201301/t20130131_245810.htm)  
…… 7

輸出入厳格制限有毒化学品目録((2012年版):

[http://www.crc-mep.org.cn/news/NEWS\\_DPW.aspx?TitID=387&T3=10&LanguageType=CH&Sub=1](http://www.crc-mep.org.cn/news/NEWS_DPW.aspx?TitID=387&T3=10&LanguageType=CH&Sub=1)  
…… 36

危険化学品名録(2002 年版):

<http://jns.miit.gov.cn/n11293472/n11293877/n14505342/n14506927/14527926.html>..... 37

劇毒化学品目録(2002 年版):

<http://jns.miit.gov.cn/n11293472/n11293877/n14505342/n14506927/14528037.html>

..... 39

#### カナダ

DSL/NDSL: <http://www.ec.gc.ca/lcpe-cepa/default.asp?lang=En&n=EE479482-1>..... 8

オンタリオ州: [http://www.e-laws.gov.on.ca/html/regis/english/elaws\\_regs\\_900852\\_e.htm](http://www.e-laws.gov.on.ca/html/regis/english/elaws_regs_900852_e.htm) ..... 9

#### ニュージーランド

NZIoC: <http://www.epa.govt.nz/hazardous-substances/approvals/group-standards/Pages/NZIoC.aspx>

..... 10

#### 台湾

CSNN: [http://csnn.cla.gov.tw/content/Substance\\_home.aspx](http://csnn.cla.gov.tw/content/Substance_home.aspx) ..... 11

GHS 制度: <http://ghs.cla.gov.tw> ..... 41

<http://ghs.cla.gov.tw/CHT/intro/AnnounceData3.aspx?cssid=4> ..... 41

GHS 最新消息から、第 1 段階優先適用物質(1062 物質)、第 2 段階適用物質(1089 物質)、第 3 段階適用物質(1020 物質)の記事あり

#### 国連 GHS

経済産業省: [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/ghs.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html) ..... 14

仮訳(経済産業省): [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/ghs\\_text.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_text.html) ..... 14

UNECE: [http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/ghs\\_welcome\\_e.html](http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/ghs_welcome_e.html) ..... 14

以上

セイコーエプソン株式会社 行き

日付 2014年1月1日

記入日を記入してください。

IJ要素開発部

〇〇 〇〇部長

依頼がありました弊社部門、及び部門長名をご記入ください。

所在地 長野県塩尻市広丘原新田80-1  
電話番号 0123-45-6789  
FAX番号 0123-45-6987  
会社名 〇〇化学工業株式会社  
部署名 品質保証室  
責任者 山田 太郎 (部門長以上) (印)

貴社の情報をご記入ください。

### 法規制適合証明書

#### 記入例

製品名をご記入ください

当社製品 ABC123溶剤

(以下、本製品)の法規制状況を以下の通り確認したことを証明します。また、内容に変更が生じた場合には貴社に連絡致します。

万一、弊社の責に帰すべき事由により、本製品が本書に記載する規制に違反し、それにより貴社および貴社現地法人に対して罰金、罰則等が課せられた場合には貴社を免責し、弊社の責任と費用負担において解決するものと致します。

貴社の担当者の方のご連絡先をご記入ください。

連絡担当者 鈴木 一郎  
部署名 品質保証室  
メールアドレス 〇〇〇@△△△.jp  
電話番号 0123-45-6789  
FAX番号 0123-45-6987

製品名 ABC123溶剤

単一物質の場合は、単一物質を選択してください。  
混合物の場合には、混合物を選択ください。

1. 法規制  
0) 製品

製品は単一か混合物か？

※物質名(一般名でも可)・含有率・CAS番号・REACH(予備)登録番号を【調査シート7】へ記載してください。

1)新規化学物質/既存化学物質

製品に入っている全ての物質について、各国の新規物質/既存物質かどうかなどの届出状況を選択してください。

国	法律	確認内容
日本	化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律(化審法)	<input checked="" type="checkbox"/> すべての構成成分は既存化学物質 <input type="checkbox"/> 届出済み <input type="checkbox"/> 新規化学物質を含有 <input type="checkbox"/> ポリマー免除に該当する
	労働安全衛生法	<input checked="" type="checkbox"/> すべての構成成分は既存化学物質 <input type="checkbox"/> 届出済み <input type="checkbox"/> 新規化学物質を含有 <input type="checkbox"/> ポリマー免除に該当する
アメリカ	Toxic Substances Control Act (TSCA)	<input checked="" type="checkbox"/> すべての構成成分は既存化学物質(inventory収載/新規届出後NOC提出済み) <input type="checkbox"/> 新規化学物質を含有 <input type="checkbox"/> PMN Reviewは終了しているがNOCは未提出 <input type="checkbox"/> ポリマー免除に該当する(根拠資料を添付してください。)
オーストラリア	1989年工業化学品法	<input type="checkbox"/> すべての構成成分は既存化学物質(AICSに収載されている) <input checked="" type="checkbox"/> 新規化学物質を含有 ↳ ナノマテリアルに <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 ↳ <a href="#">Nanomaterials / Nanotechnology: 参考URL</a> <input type="checkbox"/> STD届出済み <input type="checkbox"/> LTD届出済み <input type="checkbox"/> PLC届出済み <input type="checkbox"/> ポリマー免除に該当する <p>新規物質の場合にはナノマテリアルに該当するかどうかを選択してください。</p>
韓国	有害化学物質管理法 産業安全保健法	<input checked="" type="checkbox"/> すべての構成成分は既存化学物質 <input type="checkbox"/> 届出済み <input type="checkbox"/> 新規化学物質を含有 <input type="checkbox"/> ポリマー免除に該当する
フィリピン	共和国法 No.6969	<input checked="" type="checkbox"/> すべての構成成分は既存化学物質 <input type="checkbox"/> 届出済み(NOC未提出) <input type="checkbox"/> 新規化学物質を含有 <input type="checkbox"/> ポリマー免除に該当する
中国	新化学物質環境管理弁法 ※届出/簡易申告済みの場合、提出済み資料をご提供ください	<input checked="" type="checkbox"/> すべての構成成分は既存化学物質 <input type="checkbox"/> 届出済みだが、名録に未収載 <input type="checkbox"/> 新規化学物質を含有 <input type="checkbox"/> ポリマー簡易申告のカテゴリーに該当 <input type="checkbox"/> 2003年10月14日以前に中国輸入実績あり
カナダ	1999年Canadian Environmental Protection Act (環境保護法)	<input checked="" type="checkbox"/> すべての構成成分は既存化学物質(DSL) <input type="checkbox"/> 新規化学物質を含有 <input type="checkbox"/> ポリマーを含有
カナダ オンタリオ州	労働安全衛生法	<input type="checkbox"/> すべての構成成分は既存化学物質 <input type="checkbox"/> 新規化学物質を含有
ニュージーランド		<input type="checkbox"/> すべての構成成分は既存化学物質 <input type="checkbox"/> 新規化学物質を含有 ↳ <input type="checkbox"/> 有害性あり ↳ <a href="#">(HSNO分類を【調査シート7】へ記載してください)</a>
台湾	新規化学物質登録制度	<input type="checkbox"/> 既存化学物質リストへ収載済み <input type="checkbox"/> 未報告物質を含有 <input checked="" type="checkbox"/> すべての構成成分は報告済み ↳ <input type="checkbox"/> 輸入実績あり(輸入日記入)

新規物質の場合には有害性があるかどうかをチェックしてください。  
有害性がある場合にはHSNO分類を【調査シート7】に記入してください。

※新規物質を含有している場合には【調査シート7】に化学物質名・含有率・CAS番号をご記載ください。

未報告物質の場合で、輸入実績がある場合には【調査シート7】に輸入日を記入してください。

国	法律	確認内容
EU	(EC)No1907/2006 (REACH規則) ※ポリマーの場合、構成するモノマーについてご記入ください。	<input checked="" type="checkbox"/> 登録済 <a href="#">(登録済みの場合、登録番号を【調査シート7】へ記載してください。)</a> ↳ <input type="checkbox"/> EU製造者が登録 ↳ <input checked="" type="checkbox"/> 唯一の代理人(OR)が登録 <input checked="" type="checkbox"/> 未登録 ↳ <input type="checkbox"/> 既存物質(旧EINECS物質)/NLP物質を含有 ↳ <input type="checkbox"/> 予備登録未対応 ↳ <input checked="" type="checkbox"/> 予備登録済 ↳ <a href="#">(予備登録済みの場合、予備登録番号と登録予定日を【調査シート7】へ記載してください)</a> ↳ <input type="checkbox"/> 新規化学物質を含有 ↳ <input type="checkbox"/> 未登録の旧EINECS収載物質を含有 ↳ (届出は <input type="checkbox"/> 12年より前 <input type="checkbox"/> 12年以内)

混合物の場合で、含有している物質ごとに対応が異なる場合には、該当するものに全てチェックを入れてください。

※REACH(予備)登録番号、物質名・含有率・CAS番号と合わせて【調査シート7】にご記載ください。



製品名 ABC123溶剤

各国の危険有害分類によるものであればこちらにチェックしてください。

2)規制物質

国連GHS文書による分類(推奨) 改訂第3版

各国の危険有害の分類リストによる分類(情報あれば)

※「各国の危険有害の分類リストによる分類」をチェックした場合には下記に記入(欧州・中国・台湾・韓国・日本など)と危険有害性分類、区分を(調査シート6)

混合物の試験結果を元に分類されている場合には、混合物を選択してください。

国	法律	確認内容	判断の
国連勧告	GHS勧告に基く危険分類	該当/非該当	該当
GHS勧告にもとづく危険分類に該当する場合には該当を選択、該当しない場合には非該当を選択してください。非該当の場合には下記選択は不要です。		引火性/引火性ガス	物質
		引火性/引火性エアゾール	物質
		支燃性/酸化性ガス	物質
		高压ガス	物質
		引火性液体	物質
		可燃性固体	物質
		自己反応性化学品	物質
		自然発火性液体	物質
		自然発火性固体	物質
		自己発熱性化学品	物質
		水反応可燃性化学品	物質
		酸化性液体	物質
		酸化性固体	物質
		有機過酸化物	物質
		金属腐食性物質	物質
		急性毒性(経口)	物質
		急性毒性(経皮)	混合物全体
		急性毒性(吸入)	物質
		皮膚腐食性/刺激性	物質
		眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	物質
		呼吸器感作性	物質
		皮膚感作性	物質
		生殖細胞変異原性	物質
		発がん性	物質
		生殖毒性	物質
		特定標的臓器/全身毒性(単回曝露)	物質
		特定標的臓器/全身毒性(反復曝露)	物質
		吸引性呼吸器有害性	物質
		水棲環境有害性(急性)	物質
		水棲環境有害性(慢性)	物質

※判断の根拠: 納入する製品中に含有する物質濃度を元に分類された場合は、物質を選択してください。  
 ((調査シート7)に物質名・組成比・CAS番号・物質の危険有害性区分名をご記載ください。)  
 混合物の試験結果を元に分類された場合には、混合物全体を選択してください。  
 ((調査シート6)の3. 有害性情報 2) 保有情報に試験結果などをご記載ください。)



製品名 ABC123溶剤

各国の法規制について該当するものを選択してください

※ 以下の選択肢において、非含有(証拠)、含有(非意図的、証拠)を選択した場合は、この書類と共に提出願います。

国	法律	確認内容	
日本	化審法 A: 第1、2種特定化学物質 B: 監視化学物質 C: 優先評価化学物質	A 非含有(論理) ▼ B 非含有(論理) ▼ C 非含有(論理) ▼	
	輸出貿易管理令 別表第1(1~15項)、第2	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	
	化学物質排出把握管理促進法(化管法) 第2条、14条 : 特定第1種/第1種/第2種指定化学	非含有(論理) ▼	
	労働安全衛生法 A: 製造禁止物質、製造許可物質(第55、56条) B: 表示対象物(第57条) C: 通知対象物(第57条の2) 特定化学物質等障害予防規則(第2類、第3類物質) 有機溶剤中毒予防規則(第1、2、3種有機溶剤)	非含有(論理) ▼ 非含有(論理) ▼ 含有(意図的) ▼ 非含有(論理) ▼ 非含有(証拠) ▼	
		消防法: 危険分類	第四類 引火性液体 第三石油類 非水溶性 ▼
		水質汚濁防止法 施行令: 第2条で定められた物質(有害物質) 施行令: 第3条の3で定められた物質(指定物質)	非含有(論理) ▼ 非含有(論理) ▼
	廃棄物処理法: 特別管理を要する有害物	非含有(論理) ▼	
	悪臭防止法: 特定悪臭物質	<input type="checkbox"/> 排出する <input checked="" type="checkbox"/> 排出しない	
	毒劇及び劇物取締法: 毒物及び劇物	非含有(証拠) ▼	
	※含有する場合は【調査シート7】に物質名・組成比・CAS番号・該当する物質の法規制の官報公示番号(化審法・安衛法)などをご記載ください。		
	アメリカ	Toxic Substance Control Act(TSCA) A: Section 4(a) Final Test ruleの対象物質 B: Section 5 Proposed SNUR/Final SNURの対象物質 C: Section 8(a) PAIRの対象物質 D: Section 8(d) Health and safety reportingの対象物質 E: Section 12(b) Export Notificationの対象物質 F: その他の規制物質	含有(意図的) ▼ 非含有(論理) ▼ 非含有(論理) ▼ 非含有(論理) ▼ 非含有(論理) ▼ 非含有(論理) ▼
CERCLA Hazardous Substances		非含有(論理) ▼	
EPCRA (SARA Title III) Section 302, Extremely Hazardous Substances Section 313, Toxic Chemical Release Inventory (TRI)		非含有(論理) ▼ 非含有(論理) ▼	
		Clean Air Act: Section 112, Hazardous Air Pollutants	非含有(論理) ▼
米国輸出規則(EAR)		<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 ↳ ECCN No./EAR99を【調査シート7】へ記載	
カリフォルニア州法Proposition65		<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	
※含有する場合は【調査シート7】に物質名・組成比・CAS番号・該当する物質の法規制の官報番号などをご記載ください。			

製品名 ABC123溶剤

※ 以下の選択肢において、非含有(証拠)、含有(非意図的、証拠)を選択した場合は、この証明書と共に提出願います。

国	法律	確認内容
EU	(EU)No1272/2008(CLP規則)付属書VI (旧EU指令67/548/EEC付属書I) Symbols/R-phraseの表示が義務付けられている物質	非含有(論理)
	EU指令1999/45/EC  必要な場合Symbols/R-phraseをご記入ください。→ 表示特別規定(感作性物質(R43))	<input type="checkbox"/> 調剤としてSymbols/R-phrase必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不必要
	(EU)No1272/2008(CLP規則)  必要な場合ハザードステートメントご記入ください。→ 欧州のCLP規則に基づく、調剤としてのハザードステートメントを確認してください。	<input type="checkbox"/> 調剤としてハザードステートメント必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不必要
	(EC)No1907/2006(REACH規則)付属書 XVII (旧EU指令76/769/EEC)	非含有(論理)
	(EC)No1907/2006(REACH規則)付属書 XVII (旧EU指令76/769/EEC) 意図的に、ある有害な生物を駆除、抑制、無害化、活動の阻害させるある物質を製品に添加している場合には、“添加している”にチェックをしてください。 添加していない場合には“添加していない”をチェックしてください。	非含有(論理)
(EC)No1907/2006(REACH規則)付属書 XVII (旧EU指令76/769/EEC) 認可候補物質: Candidate 意図的に、ある有害な生物を駆除、抑制、無害化、活動を阻害させる物質を添加している(例:防腐剤、殺菌剤、抗菌剤など) 対象: Product-type6(PT6): Preservatives for products during storage (保管中のための防腐剤) ※PT6承認済み/PT6申請中の場合、承認/申請の証憑を添付してください。 追加している場合は申請状況について選択ください。→ ・申請中リスト	非含有(論理)  <input checked="" type="checkbox"/> 添加している <input type="checkbox"/> 添加していない  <input type="checkbox"/> PT6申請済みリストに収載 <input type="checkbox"/> PT6申請中リストに収載 <input checked="" type="checkbox"/> 未申請  <input checked="" type="checkbox"/> 申請予定 (2014年 6月 1日) <input type="checkbox"/> 申請予定なし	
<b>(EC)No528/2012(Biocidal Products規則)</b>		
※該当する場合には【調査シート7】に物質名、組成比、CAS番号を記入ください。		
スイス	化学品法	EUと異なる表示が必要な場合は、【調査シート6】“追加情報”に、ご記入ください。
中国	化学品初回輸入及び有毒化学品輸出入環境管理規定: 輸出入厳格制限有毒化学品	非含有
	危険化学品安全管理条例: 危険化学品	非含有(論理) <input type="checkbox"/> 登記済み
	化学品物理危険性鑑定と分類管理弁法	<input checked="" type="checkbox"/> 未鑑定 <input type="checkbox"/> 鑑定済み 危険性あり <input type="checkbox"/> 鑑定済み 危険性なし
	劇毒化学品の購入及び公路輸送許可証管理弁法: 劇毒化学品	非含有(論理)
韓国	有害化学物質管理法	非含有(論理)
	禁止化学物質	非含有(論理)
	有毒物(第2条 第3号)	非含有(論理)
	取扱制限有毒物(第2条 第4号)	非含有(論理)
	観察物質(第2条 第5号) 事故備え物質(事故警戒物質)(第2条 第6号)	非含有(論理)
台湾	危険物と有害物表示及び周知規則(新周知規則)	非含有(論理)
	第1段階優先適用物質(1062物質)	非含有(論理)
	第2段階適用物質(1089物質)	非含有(論理)
	第3段階適用物質(1020物質)	含有(意図的)

※含有する場合には【調査シート7】に物質名・組成比・CAS番号・該当する物質の法規制をご記載ください

2. 法規制以外

1) 将来法規制される可能性が高い物質

物質	確認内容
発癌物質等*1	非含有(論理)
ノニルフェノール(NP)、オクチルフェノール(OP)及びそれらのエトキシラート(NPE,OPE)	非含有(論理) リストのRevをご記入ください。
セイコーエプソンが独自に指定する物質*2(Rev. リストのRevを転記してください)	非含有(論理) (Rev.0.2)
ナノマテリアル <a href="#">ナノマテリアルの定義: 欧州委員会勧告2011/696/EU</a>	非含有(論理)

\*1: 以下の国際的機関のいずれかのリストに  
①IARC: グループ1、2A,2B ②日本産業衛生学  
合理的に人発癌性があることが予想される ⑥NTP: 発癌性、変異原性、生殖毒性

\*2: 以下の手順にて、対象物質のリストを添付して、含有の有無をご確認ください

Chemical\_surveys@exc.epson.co.jp宛に、件名(Subject)に“独自指定物質リスト請求”と記入されたメールをお送りください。  
送信されたアドレス宛に、メールで物質リストをお送りします。上の表に、物質リストのバージョン番号をご記入ください。

ナノマテリアルに該当及び非該当かを選択してください。

製品名 ABC123溶剤

3. 有害性情報

試験サンプル:

1) 必須情報

試験名	試験方法	結果
Ames試験	5菌 GLP試験 (菌株をご記入ください) 試験法は記入不要です→ (試験法をご記入ください)	Negative

その他の試験法を選択した場合には試験法をご記入ください

2) 保有情報

試験名	試験方法	結果
急性経口毒性	OECD Test Guideline No.423 試験法は記入不要です→	LD50 5000 mg/kg 動物種 ラット 試験法: (試験法をご記入ください)
急性経皮毒性	OECD Test Guideline No.402 試験法は記入不要です→	LD50 6000 mg/kg 試験法: (試験法をご記入ください)
急性吸入毒性	No Data 試験法は記入不要です→	LD50 mg/L/4hr 動物種 試験法: (試験法をご記入ください)
皮膚刺激性	No Data 試験法は記入不要です→	Primary Irritation Index 動物種 Classification of irritancy 試験法: (試験法をご記入ください)
眼刺激性	No Data 試験法は記入不要です→	Maximum Group Mean Score 動物種 Classification of irritancy 試験法: (試験法をご記入ください)
皮膚感作性	No Data 試験法は記入不要です→	Stimulation Index Classification Sensitizer rate % 試験法: (試験法をご記入ください)

その他の試験法を選択した場合には試験法をご記入ください

4. SDS (国内・海外(W/W輸送・使用上の取り扱いを網羅するSDS

最新版のSDSを送ってください。

※特定の地域向けのSDSがあれば、ご提供をお願いします

提出済み  別紙 添付  提出予定 提出予定日: 年 月 日

提出済みの場合、作成・改定日/バージョンNo.などの情報を記入してください。

5. 追加情報

添付資料あり

他に追加の情報がある場合は、ここに記入して下さい。もしくは、資料を添付して下さい。

当社製品 ABC123溶剤 の構成成分証明書

当社製品の構成成分ごとの該当規制を、以下の表に記載します。内容に変更が生じた場合には、貴社に連絡致します。  
 ※各構成成分を組成の合計が100%となるようにご記入ください。機密情報で開示できない場合には弊社の依頼元にご相談ください。

化学物質名	組成比 (wt%)	CAS#	REACH規則 (ポリマーはモノマーごとに)		対象規制 および コメント (R警句など) (下記参照し、対象規制の番号を記載ください。)	
			予備登録番号 or 登録番号	登録予定日		
水	50%	7732-18-5	登録対象外	年 月 日		
△△△△△	20%	123-56-7	05-123456789-12-0000	2017年 5月 31日	41, 29(A)	
○○○○○	30%	8965-78-5	01-987654321-98-0000	年 月 日	22	
				年 月 日	該当する法規制がありましたら、下記から番号を選択してご記入ください。	
				年 月 日		
意図的に添加した成分の組成開示に、ご協力をお願いします。 ・数量管理に基づいたREACHなど各国の登録・届出に必要です。 ・法で規制される新物質に対し、成分情報からのリスク判断や追加情報の必要性を確認します。  危険有害性がある物質、REACHなど各国の登録・届出が必要な物質は、違法対応のために必要です。 化学物質名 組成比 CAS# の明記をお願いします。 (最低限、SDS記載の組成情報を埋めてください)			機密情報などにより、化学物質名やCAS#を開示できない場合でも、物質を特定する情報を隠せば組成比を記入できる場合は、ご対応をお願いします。 例: 表面処理剤A 10% ポリマーB 13% 物質C 1-5% など  機密保持契約などによって、弊社への化学物質組成開示に関して制限されている場合は、 セイコーエプソン株式会社 事業基盤強化本部 CS品質保証・環境推進部 にご相談ください。		月	未登録の場合には今後の登録予定日をご記入ください。
					月 日	
				月 日		
				月 日		
				月 日		
				月 日		
				月 日		
				年 月 日		

【物質情報の開示を求める対象規制】

- |                    |                     |                       |                       |                        |
|--------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|
| 1 化審法:新規物質         | 10 ニューゼaland:新規物質   | 19 化管法:指定化学物質(特1、1、2) | 28 毒劇法                | 37 中国:危険化学品            |
| 2 労安法:新規物質         | 11 台湾:新規物質          | 20 労安法:製造禁止/許可物質      | 29 TSCA:規制物質(A~F)     | 38 中国:分類管理弁法           |
| 3 TSCA:新規物質        | 12 EU:新規物質          | 21 労安法:表示対象物          | 30 米国輸出規則(EAR)対象      | 39 中国:劇毒化学品            |
| 4 オーストラリア:新規物質     | 13 EU:ELINCS        | 22 労安法:通知対象物          | 31 Proposition 65     | 40 韓国:規制物質             |
| 5 韓国:新規物質          | 14 GHS:危険分類         | 23 特定化学物質予防規則         | 32 CLP付属書IV:危険分類      | 41 台湾:危害物質             |
| 6 フィリピン:新規物質       | 15 化審法:特定化学物質(第1、2) | 24 有機溶剤中毒予防規則         | 33 REACH付属書XVII(制限物質) | 42 発がん物質               |
| 7 中国:新規物質          | 16 化審法:監視化学物質       | 25 水質汚濁防止法            | 34 REACH付属書XIII(認可物質) | 43 NP、OP、NPE、OPE       |
| 8 カナダ:新規物質         | 17 化審法:優先評価化学物質     | 26 廃棄物処理法             | 35 REACH認可候補物質        | 44 SEC独自指定物質           |
| 9 カナダ(オンタリオ州):新規物質 | 18 輸出貿易管理令          | 27 悪臭防止法              | 36 中国:有害化学品           | 45 Biocidal Products規則 |
|                    |                     |                       |                       | 46 ナノマテリアル             |